

# au でんちにおける蓄電システムの制御に係る規程

## 1 本条件の適用

- (1) この au でんちにおける蓄電システムの制御に係る規程（以下「本規程」といいます。）は、au エネルギー & ライフ株式会社（以下「当社」といいます。）の au でんち（当社の au でんち利用規約に基づき提供されるサービスをいいます。以下同じとします。）の適用を受けるお客さまに対して適用します。
- (2) 本規程は au でんち利用規約と一体のものとし、本規程に定めのない事項については、au でんち利用規約の規程を準用するものとします。本規程と au でんち利用規約に定める内容が抵触する場合、本規程に定める内容が優先して適用されるものとします。
- (3) 本規程で使用する用語の意義は、本規程に別段の定めがある場合を除き、当社の au でんち利用規約、au でんき需給約款および au でんき需給約款 ecoM プラン / ecoL プラン供給条件（東京電力エリア専用）、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）および沖縄セルラー株式会社（以下 KDDI と併せて「KDDI 等」といいます。）の au Ponta ポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。）ならびに KDDI の ID 利用規約（以下「ID 規約」といいます。これらを併せて「関連規程」といいます。）に定めるところによります。
- (4) 当社は、本規程を変更することがあります。この場合、本規程の実施に係る条件等は、変更後の本規程によるものとします。なお、当社は、本規程の変更を、変更後の本規程及びその効力発生時期を当社の指定する WEB サイトに掲載して周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (5) 本規程本文のほか、関連規程及び当社または KDDI が定める本施策に関する諸規程（当社または KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本規程の一部を構成するものとします。
- (6) 本規程本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

## 2 本規程の概要

- (1) 本規程は、電力の安定供給、お客さまの停電対策および自家消費の最適化等を目的として、当社が、お客さまの本件システム（au でんち利用規約に定める本件システムとします。なお、au でんちの契約期間満了後に本件システムがお客さまに譲渡された場合は、その譲渡された蓄電システムとします。以下同じとします）を当社が設置する機器または当社の提携事業者を通じて、遠隔制御（以下「本制御」といいます。）するとともに、お客さまに対して電気料金の割引またはその他特典を提供することおよび本件システムの遠隔制御に伴いお客さまが負担する電気料金相当額を還元すること（以下「本施策」といいます。）をその内容とします。
- (2) 当社は、電気の需給ひっ迫状況、需給調整市場および日本卸電力取引所等の電力価格および容量市場等の発動指令等を考慮して、当社が必要とする時間帯に、遠隔制御により、当社の任意の組み合わせで、本件システムの充電、放電および待機運転等の動作を行います。

## 3 本制御に係る同意事項

お客さまが本制御を受けるにあたり、次の事項に同意していただきます。

- (1) au でんちをご利用中または au でんちの契約期間満了後であること。
- (2) 当社が本件システムを遠隔制御すること。
- (3) 当社が本件システムを遠隔制御するための機器を設置すること。なお、当該機器の設置にかかる費用は当社が負担します。

- (4) 本件システムの当社による遠隔制御に伴い増加する光熱費を負担すること。
- (5) 本件システムの運転モードならびに充電および放電時間帯等の各種設定（以下「本件システム設定」といいます。）は、当社の指定する設定で利用し、変更できないものとする。
- (6) お客さまが、本件システム設定を変更した場合、お客さまは、当社の求めにより、当社の指定する本件システム設定に変更すること。なお、当社は、あらかじめお客さまにお知らせすることなく、遠隔操作により本件システム設定を当社の指定する設定に変更することがあります。
- (7) 当社が容量市場、需給調整市場等の各種電力市場において蓄電システムを需要抑制や逆潮流の用途に活用すること。
- (8) 容量市場、需給調整市場等に電源として当社が登録し、電力を供出すること。
- (9) 当社が本件システムの運転データを取得すること。
- (10) その他、au でんき利用規約に定めるお客さまの責務を遵守すること。

#### 4 契約の成立

au でんち契約が成立した場合、au でんち契約者と当社との間で、本施策に基づく電気料金の割引またはその他特典の提供および本件システムの遠隔制御に伴いお客さまが負担する電気料金相当額の還元を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）も成立するものとします。なお、1の au でんち契約につき、1の本件契約が成立するものとします。

#### 5 電気料金割引またはその他特典

(1) 当社は、前条に従って本件契約が成立している場合、本条各項の定めに従い、電気料金の割引（以下「本件割引」といいます。）または Ponta ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）の付与を行います。

(2) au でんき ecoM プラン（東京）または ecoL プラン（東京）をご利用の場合

イ 本施策の適用を受ける月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、au でんちと同一の需要場所において、当社の au でんき需給約款 ecoM プラン / ecoL プラン 供給条件（東京電力エリア専用）で定める au でんき ecoM プラン（東京）または ecoL プラン（東京）をご利用の場合、以下の金額を当該契約種別の電気料金（基本料金、電力量料金、最低月額料金および燃料費調整額の合計額とし、以下「本件電気料金」といいます。）から割引します。

	税抜額（税込額）
本件割引額 1月あたり	2,728 円（3,000 円）

ロ 本件電気料金のうち割引対象となる金額（以下「割引対象額」といいます。）は、基本料金、電力量料金、最低月額料金および燃料費調整額の合計額とします。割引対象額が割引額未満の場合は、割引対象額を上限として本件割引を行います。

ハ 本件割引は、原則として、本施策の適用を受ける月の本件電気料金に係る請求月に行います。ただし、割引対象額の算定等における特別の事情がある場合その他の契約状況及び利用状況によっては、本件電気料金に係る請求月の翌月以降に本件割引を行う場合があります。

ニ 本件割引は、日割計算を行いません。

(3) (2)以外の当社の電力小売サービスをご利用の場合

イ 判定日の時点において、当社の au でんき約款またはでんきサービス約款で定める契約種別（ただし、(2)のイで定める契約種別および法人契約専用の契約種別を除きます。）をご利用の場合、以下の金額を本件電気料金から割引します。

	税抜額（税込額）
--	----------

本件割引額 1月あたり	1,819円 (2,000円)
-------------	-----------------

□ 割引対象額が割引額未満の場合は、割引対象額を上限として割引を行います。

ハ 本件割引は、原則として、本施策の適用を受ける月の本件電気料金に係る請求月に行います。ただし、割引対象額の算定等における特別の事情がある場合その他の契約状況及び利用状況によっては、本件電気料金に係る請求月の翌月以降に本件割引を行う場合があります。

ニ 本件割引は、日割計算を行いません。

(4) (2)または(3)以外の場合

イ 割引対象額によらず、以下の本件付与ポイントを付与します。

本件付与ポイント 1月あたり	2,000Ponta ポイント
----------------	-----------------

□ 本件付与ポイントは、本施策の適用を受ける月の翌々月末までに行います。ただし、本件付与ポイントの判定等における特別の事情がある場合またはお客さまが、KDDI 等および株式会社ロイヤリティマーケティングの定める au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に基づき、当該規約に定める ID 連携を行った場合その他の契約状況および利用状況によっては、対象月の 3 か月後以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。この場合の判定日は、第 2 項の定めにかかわらず、当社が定めます。

ハ 本件付与ポイントは、日割計算を行いません。

ニ 本項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当した場合、本件付与ポイントの付与は行いません。

(イ) 判定日の時点において、お客さまが取得または本件契約者に付与された au ID が有効でないとき。

(ロ) 本件付与ポイントの付与時点で、お客さまの au ID が有効でないとき。

(5) (1)ないし(4)の定めにかかわらず、当社または KDDI の業務遂行上支障があるときまたは当社または KDDI が不適当と判断した場合、本件割引および本件付与ポイントの付与を行わないことがあります。

## 6 電気料金相当額の還元

(1) 当社は、au でんち利用規約 10 (通常利用) (3)で定めるお客さまの負担に対し、本条に定める還元 (以下「本件還元」といいます。)を行います。

(2) au でんき ecoM プラン (東京) または ecoL プラン (東京) をご利用の場合

イ 5 (電気料金割引またはその他特典) (2)に該当するお客さまに対する本件還元額は、対象電力量に対象電力量単価を乗じた金額とします。還元額の単位は 1 円とし、端数は切り上げます。

ロ 対象電力量は、本件システムに充電した電力量のうち、お客さまが自家消費を行わなかった電力量に相当する電力量とします。自家消費をしなかった電力量に相当する電力量は、電力系統に供給した電力量 (一般送配電事業者が計量します。) の充電に要した電力量に相当する電力量とします。対象電力量の単位は 1 キロワット時とし、端数は四捨五入します。

ハ 対象電力量単価は、以下の単価に、au でんき ecoM プラン (東京) の燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (税抜額に換算した額とします。) を加算した額とします。対象電力量単価は当社ホームページで公表いたします。

	税抜額 (税込額)
1 キロワット時あたり	36.80 円 (40.48 円)

ニ 本件還元額は、本件電気料金から減算します。本件電気料金から 5 (電気料金割引またはその他特典) で定める本件割引額を減算した金額が本件還元額未満の場合は、本件電気料金から本件割引額を減算した額を上限として本件還元額の減算を行います。

ホ 本件還元は、原則として、本施策の適用を受ける月の本件電気料金に係る請求月に行います。ただし、本件還

元額の算定等における特別の事情がある場合その他の契約状況及び利用状況によっては、本件電気料金に係る請求月の翌月以降に本件還元を行う場合があります。

(3) (2)以外の当社の電力小売サービスをご利用の場合

イ 5（電気料金割引またはその他特典）(3)に該当するお客さまに対する本件還元額は、以下の金額とします。

	税抜額（税込額）
1月あたり	1,819円（2,000円）

ロ 本件還元額は、本件電気料金から減算します。本件電気料金から本件割引額を減算した金額が本件還元額未済の場合は、本件電気料金から本件割引額を減算した額を上限として本件還元額の減算を行います。

ハ 本件還元は、原則として、本施策の適用を受ける月の本件電気料金に係る請求月に行います。ただし、本件還元額の算定等における特別の事情がある場合その他の契約状況及び利用状況によっては、本件電気料金に係る請求月の翌月以降に本件還元を行う場合があります。

ニ 本件還元は、日割計算を行いません。

(4) (2)または(3)以外の場合

イ 以下の本件付与ポイントを付与します。

1月あたり	2,000Pontaポイント
-------	----------------

ロ 本件付与ポイントは、本施策の適用を受ける月の翌々月末までに行います。ただし、本件付与ポイントの判定等における特別の事情がある場合またはお客さまが、KDDI 等および株式会社ロイヤリティマーケティングの定める au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に基づき、当該規約に定める ID 連携を行った場合その他の契約状況および利用状況によっては、対象月の 3 か月後以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。この場合の判定日は、第 2 項の定めにかかわらず、当社が定めます。

ハ 本件付与ポイントは、日割計算を行いません。

ニ 本項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当した場合、本件付与ポイントの付与は行いません。

(イ) 判定日の時点において、お客さまが取得または本件契約者に付与された au ID が有効でないとき。

(ロ) 本件付与ポイントの付与時点で、お客さまの au ID が有効でないとき。

(5) (1)ないし(4)の定めにかかわらず、当社または KDDI の業務遂行上支障があるときまたは当社または KDDI が不適当と判断した場合、本件還元を行わないことがあります。

## 7 お客さまの実施事項

お客さまは、本規程の適用にあたり、以下の事項を実施することを承諾するものとします。

- (1) 本制御に必要な現地調査・蓄電システムまたは蓄電システムを遠隔制御するための機器の設定等のために、当社または当社の指定する者がお客さまの敷地や設置場所へ立ち入ること。また、お客さまはこれにご協力いただくこと。
- (2) 契約期間中は対象設備の電源を切らず、対象設備がネットワークに接続され、遠隔制御を受けられる状態を保持すること（対象設備の不具合等により稼働が困難となった場合を除きます。）
- (3) 契約期間中に対象設備が遠隔で制御できない状態になった際は速やかに制御可能な状態に復旧すること。なお、対象設備を遠隔で制御するために必要な設備の復旧もこれに含まれます。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由によらない場合を除きます。
- (4) 当社がお客さまに対して行う本サービスのために必要な電話や郵送、メール等でご案内する事項に正当な理由が無い限り応じること
- (5) 一般送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給約款等を遵守すること
- (6) 小売供給契約の契約先を変更しようとする場合には、当社に通知すること

(7) その他、当社が実施事項を定めて提示した場合、その実施事項に従うこと

## 8 本件供給の制限もしくは中止

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに事前に通知することなく、本サービスを一時的に中断または中止することがあります。本サービスの中断または中止によりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 本サービスに必要な保守・工事などのメンテナンスを行う場合
- (3) 本サービスにかかるシステムまたはネットワーク等に障害が発生した場合
- (4) お客さまが、3（本制御に係る同意事項）、7（お客さまの実施事項）または au でんち利用規約におけるお客さまの責務を満たしていない場合
- (5) その他、運用上または技術上の都合により当社が本サービスの中断が必要と判断した場合

## 9 本件契約の終了

- (1) 本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
  - イ お客さまに係る au でんち契約が終了したとき（ただし、au でんちの契約期間が満了した時を除きます。）
  - ロ 当社または KDDI の業務遂行上支障があるときもしくは当社または KDDI が不適当と判断したとき。
- (2) お客さまは、原則として、au でんち契約の契約期間中は、本件契約を解約することができないものとします。本件契約を解約する場合は、au でんち契約を解約するものとします。
- (3) お客さまが、3（本制御に係る同意事項）または 7（お客さまの実施事項）に反した場合、当社は、本件契約を終了する場合があります。
- (4) 前二項の定めにより本件契約が終了した場合、当社は、本件契約の終了日が属する月の前月までの本件割引または本件付与ポイントの付与を行います。

## 10 au でんち契約満了後の措置

- (1) au でんち契約の契約期間が満了した場合、本件契約は継続するものとします。
- (2) 前項の場合、本件契約に基づく本件システムの取り扱いは以下の通りとします
  - イ 当社は、本件契約に基づき、本件システムを遠隔制御できるものとします。当社は遠隔制御により、本件システムの運転モードの設定・変更および本件システムの充放電を行います。当社は遠隔制御により、卸電力市場、容量市場または需給調整市場等の電力市場に電力を供出できるものとします。
  - ロ お客さまは、本件放電電力（au でんき利用規約において定める本件放電電力とします。以下同じとします。）のうち、本件システムが設置されている需要場所において、お客さま自身の需要に応じて現に消費するものについて、自家消費することができるものとします。自家消費電力量を超える本件放電電力の余剰電力は、当社が自由に利用し処分できるものとします。
  - ハ お客さまには、本件充電電力（au でんち利用規約において定める本件充電電力とします。以下同じとします。）に係る電気料金について、費用負担いただきます。
  - ニ 当社は、5（電気料金割引またはその他特典）および 6（電気料金相当額の還元）に定める本件割引、本件付与ポイントおよび本件還元を実施します。
- (3) au でんち契約の契約期間が満了後は、お客さまは、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

## 11 損害賠償

当社は、本件契約に関してお客さまに生じた損害について、損害が発生した月の5（電気料金割引またはその他特典）で定める本件割引額または本件付与ポイント1ポイントを1円として算定された金額を上限として当該損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

## 12 権利義務の譲渡禁止

お客さまは、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

## 13 本件契約者等にかかる情報の利用

- (1) お客さまには、当社が、本件建物に設置した本件システム等の設備および制御実績の情報を含むお客さまの個人情報を、需給調整市場および容量市場等における取引のために、一般社団法人電力需給調整力取引所、一般送配電事業者および本制御に関する当社の提携事業者等に提供することに同意いただきます。
- (2) その他、当社が本制御の提供に関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「au エネルギー&ライフ プライバシーポリシー(<http://kddi-l.jp/X96>)」が適用されます。

## 14 本サービスに関する疑義等

本規程の解釈や本制御の適用について疑義が生じ、または本規程に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、お客さまは予めこれを承諾するものとします。

## 附則

### 1 適用期日

本規程は、2026年5月13日から適用します。